

バイオセーフティに関するカルタヘナ議定書について

1 検討の経緯

(1) 生物多様性条約の条約化交渉における議論の概要(1992年5月)

米：バイオテクノロジー固有の危険性を示す科学的裏付けはなく、生物多様性条約で遺伝子組換え生物に関する規制的措置を導入するのは反対。

EC 諸国：米案に反対。規制的措置の導入は必要。

途上国：遺伝子組換え生物については、大きな危険性があり最大限の注意が必要。規制的措置がなければ、途上国が先進国の実験台となる可能性がある。

(2) その後の検討経緯

1993年12月 生物多様性条約発効

1995年11月 生物多様性条約第2回締約国会議

- ・モダンバイオテクノロジーにより改変された生物であって、生物の多様性及び持続可能な利用に悪影響を及ぼす可能性のあるものについて、特に越境移動(特に事前の情報に基づく合意のための適切な手続)に焦点を当てたバイオセーフティ議定書を検討すること

- ・締約国会議の下に作業部会を設置すること等を決定

1996～98年 計6回にわたる作業部会

1999年2月 生物多様性条約特別締約国会議(於：コロンビア・カルタヘナ)

2000年1月 生物多様性条約特別締約国会議再開会合(於：モントリオール)
議定書採択

2 議定書の概要

生きている改変された生物(Living Modified Organisms;以下LMOと略)の国境を越える移動に先立ち、輸入国がLMOによる生物多様性の保全及び持続可能な利用への影響を評価し、輸入の可否を決定するための手続きなど、国際的な枠組みを定めたもの。

(1) 議定書の目的

生物多様性の保全及び持続可能な利用に悪影響を及ぼす可能性のある、現代のバイオテクノロジーによりもたらされた生きている改変生物(LMO)の安全な移送、取扱い及び利用の分野において、人の健康へのリスクをも考慮し、特に国境を越える移動に焦点あて、適切な程度の保護レベルの確保に寄与することを目的とする。

(2) 議定書の適用範囲

生物多様性に悪影響を与える可能性のある LMO (組み換え DNA 技術、科を越える細胞融合で得られた生物) の国境を越える移動、通過、取扱い及び利用が適用範囲。人用の医薬品は対象外。

(3) 輸出入に関する手続き

環境放出利用(栽培用種子など)の LMO の輸出入に際しては、事前の通告による同意(AIA)手続きが必要。

輸出国(または輸出者)は、LMO の意図的な最初の国境を越える移動に先立って、輸入国に対して事前通告を行う。輸入国は、その情報を踏まえ、リスク評価を実施し輸入の可否を決定する。(別図参照)

閉鎖系のみで利用する LMO の輸出入については、輸入国の基準に従い取り扱われる場合には AIA の適用除外。

コモディティ(食料、飼料及び加工に直接利用することを目的とした LMO)の輸出入に関しては、必ずしも AIA 手続きを必要とはせず、その遺伝子組換え生物を開発あるいは国内で利用することを承認した国は、バイオセーフティ・クリアリングハウス(バイオセーフティに関する情報交換機構、BCH)に、そのことを通報する義務がある。BCH に登録された遺伝子組換え生物を輸入する際に、輸入国の判断で AIA 手続きと同様の手続きを求めることもできる。(別図参照)

LMO の通過に関しては AIA 手続きは適用除外とする。

(4) リスク評価、リスク管理の実施について

輸入に際してのリスク評価を確実に実施するとともに、特定されたリスクの管理を確実にする。また、LMO の国内での最初の放出に先立ってリスク評価を実施する。

(5) 取扱い、運搬、包装及び文書の添付について

議定書の締約国は、LMO の適切な取扱い方法等について必要な措置を講じる。また、移送される LMO には、議定書に規定された情報を含んだ文書を添付する。

(6) 他の国際協定との関係について

他の国際協定との関係は相互補完的(mutually supportive)であり、本議定書は、現行の国際協定下の締約国の権利・義務を変更するものと解釈してはならない。一方、本議定書が他の国際協定の下位にあることを意味するものではない。

(7) 議定書の発効

議定書は、50カ国が締結してから90日後に発効。

平成13年12月現在、締結国は9カ国(トリニダード・トバゴ、ブルガリア、ノルウェー、セントキッツアンドネイビス、フィジー、レソト、チェコ、ナウル、ウガンダ)

環境放出利用(種子など)の場合の輸出手続き
(AIA手続き)

